

大雪による道路防災情報（第3報（終報））

災害対策支部「警戒体制」解除（雪害）

青森河川国道事務所は、令和7年1月4日（土）に災害対策支部「警戒体制」に移行していましたが、雪解けが進み、5指定観測点および山間部を除く観測点で積雪深が警戒積雪深を下回り、今後の降雪による影響が少ないと見込まれることから、青森県が豪雪災害警戒体制を解除しました。それに伴い、青森河川国道事務所も本日、3月28日（金）10時30分をもって災害対策支部「警戒体制」を解除したことをお知らせします。

青森河川国道事務所の体制

1月 1日（水） 10時00分 災害対策支部「注意体制」設置
1月 4日（土） 10時00分 災害対策支部「警戒体制」移行
3月28日（金） 10時30分 災害対策支部「警戒体制」解除

〈発表記者会：青森県政記者会・建設関係専門紙・津軽新報社〉



<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所
青森市中央三丁目20-38

TEL 017-734-4521（代表）

道路管理第一課長 かしお 櫻尾 とおる 亨（内線431）